

# 經濟論叢

第106卷 第4号

- 
- 社会資本と労働力流動化財政……………池 上 惇 1
- インフレーション下の税務会計……………中 居 文 治 18
- 予算制度改革論における  
「科学的管理」と「真の民主主義」……………横 田 茂 41
- 援助と「財政自主権」……………坂 井 昭 夫 64
- 

昭和45年10月

京都大學經濟學會

# 社会資本と労働力流動化財政

—新経済社会発展計画と労働力流動化政策—

池 上 惇

## I 「社会資本論」の提起した問題

最近、財政学の立場から、貧困化法則の問題が改めて提起されるようになってきた。それは、とくに現代の日本経済における公害問題の展開の中で、労働者の生活基盤の破壊が（共同的消費手段の破壊という形で）目にみえて進行するようになったため、楽観的な貧困化否定論は、次第に説得力を失うにいたったという現実の問題が大きく作用していることは否定できない。

例えば宮本憲一助教授は、都市問題から出発して貧困化の法則をこの分野に適用する必要性を力説しつつ、つぎのように述べている。

「社会的消費手段の絶対的相対的不足による都市労働者の生活困難は資本制蓄積の一般的傾向としての貧困化（あるいは窮乏化）の一現象である。これまでの政治経済学では、貧困化の問題を実質賃金の低下あるいは実質賃金の労働力の価値以下への相対的な低落を中心に理論を構成してきた。また、貧困化を否定する経済学者も、実質賃金の低下の傾向を統計的に否定することによって、論証をおこなってきた。しかし、資本制蓄積の一般的傾向としての貧困化は、それにかざられるわけではない。それは失業の問題もふくんでいる。そして、また、現代の資本主義社会に共通して深刻になり、最大の社会問題となりつつある都市問題も、貧困化の重要な部分なのである。」<sup>1)</sup>

都市問題と、労働者の「作業場の外での」状態、賃金だけでなく、住宅をはじめ、彼の生存条件全般に目をむけること、の重要性は、この指摘以後、今日

1) 宮本憲一「社会資本論」有斐閣、昭和42年、162ページ。

では、とくにGNP第一主義に対する深刻な反省も手伝って、次第に一般的な認識となりつつあるように思われる。

新経済社会発展計画の改定にあたって、経済審議会会長、木川田一隆氏ですら、「たしかにフローとしてのGNPにおいては経済大国の地位にあるが、しかしストックとしての国富形成においてはどうかというと、未だとうてい欧米の水準に遠く及ばず、その意味においては小国の域を出ていないといっても過言ではない。」とし、「この大国と小国の二面性を有するわが国の現状を深く認識し、その実力相応の国際化を逐次展開していくことが肝要である。」<sup>2)</sup>と述べているほどである。

ここにいうストックのうちでも、とくに「人間性豊かな経済社会をめざして」という以上、「現代社会における人間の社会生存権ともいうべき生活の基本条件を満たしうるような社会環境を整備する」<sup>3)</sup>ことが何をさておいても必要なこととはいうまでもない。

このような点からみるならば、貧困化問題の論議にあたって、労働者の生存条件を、作業場の外にまで延長して考え、単なる賃金水準の問題にとどまらず、労働者の所有、または占有、あるいは利用する財産にまで立ち入って考察することが必要となり、この必要性については異論をさしはさむ余地はきわめてすくないと考えられる。

貧困化の現代的形態として都市問題をつかんだ場合の第二の重要な理論の手がかりは、社会的費用の負担関係に関する論議である。

資本による労働者の生活環境の破壊は、資本の再生産にとってすら必要な労働者の共同的消費手段の回復、そのための回復費用の負担を誰がおこなうのか？ という問題を提起した。宮本助教授はこの点について、つぎのように指摘する。

2) 木川田一隆、新経済社会発展計画の意図、「経団連月報」1970年5月号、8ページ。また、阿部喜三「日本の国富構造」至誠堂、43年5月、147ページ、「日本の一人当たり国富は西欧の3分の1」を参照。

3) 同上。

「社会的費用の負担は社会各層、競争力のよわい農民・中小企業、とくに労働者に、帰着する。……社会的費用の大部分は、すでにのべたように、資本制蓄積の一般的傾向として生じた都市労働者の貧困化のあらわれである。また資本主義の地域経済の発展の特有の現象である都市と農村の対立から生まれる農民の貧困化である。独占段階では社会的費用の負担は都市労働者のみならず、中小企業や勤労市民をふくむ全市民や全農民のものにかわりつつあるが、これも独占段階の資本蓄積の諸結果とみるべきである。」<sup>4)</sup>

ここには、社会的費用の分担関係の発展を通じて、具体的には、受益者負担や、課税を通じての貧困化促進と拡大再生産への方向が示唆されており、資本による共同的消費手段の破壊→社会的費用の増大→この費用の大衆的負担の拡大による貧困化の促進という定式化があたえられている。同時にこの定式化は、財政資金の大衆的負担による動員と、貧困化の促進との関係を展開する緒口をもあたえているといつてよいであろう。

この貧困化に対する立ち入った評価を別にすれば、今日の経済政策もまた、これら社会的費用の大衆的負担の意図をかくそうとはしていない。例えば、新経済社会発展計画においては、「計画が日どすように、社会資本の整備や社会保障の充実を通じて国民福祉の向上をはかるには、それに応じて費用負担もある程度高まらざるをえない」<sup>5)</sup>と指摘し、「高福祉、高負担」への展望を述べようとしている。

財政危機が益々深刻の度を加えつつある現代では、財源の不足があり、税源、財源開発のために、大衆課税、大衆負担拡大の法則がたらぬ限りこの傾向は避けることができないであろう。

以上のように、資本蓄積による共同的消費手段の破壊と、社会的費用の大衆負担傾向による貧困化という二つの側面から貧困化と財政政策の関連をとらえるという理論的指針は、現実の経済過程を理解する場合、政策担当者たちです

4) 宮本、前掲書、119-192ページ。

5) 経済企画庁編「新経済社会発展計画」大蔵省印刷局、昭和45年、20ページ。

ら認めざるをえない現実を解明する上できわめて有効な役割を果たしたといつてよいであろう。

以上が、社会資本論を理論的指針とする貧困化法則研究の到達点を示すものである。この法則は、主として1960年代、所得増進計画における社会資本充実政策批判の展開過程の中で発見されてきたものであったから、社会資本の概念を明確にしつつ、社会的費用の分担関係との関連が財政問題としてはとくに重視されたのは当然のことであった。

ところで、1970年代にむけて、佐藤政府のいわゆる「人間本位」の施策なるものが展開され、「経済社会発展計画」が登場する段階になってくると、社会資本充実による大企業の資本蓄積援助、産業基盤整備、市場開発も依然として重要な意味をもつ一方で、「労働力そのものの生産」「労働力の移動」「供給源の開発」「教育、訓練」「生存条件の把握」など、社会資本そのものから、労働力の生産と再生産そのものに強調点が移行しつつあるように見える。社会資本の問題も、「いわゆる人間本位」や、「生涯教育」などの表現を通じて、労働力の再生産と生産の全面にわたる管理と統制の問題と関連させて論じられるようになり、社会的費用の発生とその負担の問題も、全体としての労働力統制政策の一環として位置づけられるという傾向を示している。かかる傾向は、新経済社会発展計画ではますます顕著となり、その背景には、公害、物価、若年労働力不足、社会的緊張の増大などの要因がありながら依然として、資本自由化、対外援助拡大などの要請によって産業再編成を急がねばならない政府の立場が反映されているとみるべきではあろう。

しかし、このことによって、同時に労働力の管理と統制という見地から財政をみなおしてゆき、労働者の生産と再生産という見地と、財政または財政政策の関連を理論的に深めてゆく手がかりもまた、拡大されてきたのであって、小論は、この課題を労働力流動化政策との関連を中心に理論的に把握しようと試みたものである。

## I いわゆる「人間本位」と労働力流動化政策

社会資本論を媒介とする財政と貧困化の相互関係についての問題提起は、社会的費用の分担関係のみならず、社会資本の財政資金による建設そのものもたらす労働者の生産と再生産に及ぼす影響、社会資本が、産業基盤か、生活基盤かによって労働者の再生産過程にいかなる影響があるか、という問題をも同時に煮きおこしてくる。

交通、運輸手段の資本主義国家の財政手段による建設が、都市と農村の対立を発展させ、農民層の分解、労働力供給源泉の開発に貢献したことはないが、最近の経済計画は、社会資本建設と労働者の生産過程との関連を労働力移動との関連でつかみ、これを「労働力流動化政策」として把握しようとする傾向をつよめている。いわゆる高度成長がもたらした労働力不足対策としての側面から財政問題を論じようとすれば、労働力供給源泉の開発と、労働力移動の促進という見地からどのような社会資本の建設がのぞましいか、という議論がでてくるのは当然であって、例えば、新经济社会発展計画においては、「労働力の供給増勢の鈍化」を国際収支のゆとりと引きかえの「成長制約条件」ととらえ、「労働力の流動化」<sup>6)</sup>の必要を論じている。

この「労働力の流動化」は、労働力の有効活用化の中で、近代化投資による省力化とならぶ地位をあたえられており、「作業場における省力化投資」と、「作業場の外における労働力流動化政策」が、成長のために不可欠なものとして位置づけられているのである。新经济社会発展計画においては労働力の流動化という項目で、その内容を「労働力供給の量的・質的变化にともない産業構造や就業構造が変化する過程で、労働力の産業間・地域間移動を円滑に行なうことが従来にもまして重要になってきている。」<sup>7)</sup>とし、雇用情報処理の迅速化、移転用宿舎の設置や貸与、職業転換援護措置の拡充、農業部門からの労働

6) 同上、84ページ。(また、労働力流動化政策の現代的意義については、池上淳、国家独占資本主義と労働力統制、「経済研究」第21巻第3号参照。)

7) 同上、41ページ。

働力の流出などをあげている。

だが、資本の発展に応じた「従属変数」としての労働者の生産、再生産、移動性こそが、ここで要請されている労働力の流動化なのだとすれば、社会資本の拡充との関連で、労働力流動化政策のもつ意味は、これだけにとどまらない。

旧「経済社会発展計画」においては、労働力の流動化にあたって「低生産部門（農業、中小企業など、なお熊谷報告では、公企業のうち能率の悪いものとして国鉄などもあげている——引用者）の近代化や産業体制の整備」をあわせて述べており、「公共機関による技能、職務などの評価に関する制度の確立」「企業の雇用管理、賃金体系の近代化」「能力と職種を中心とする近代的労働市場の形成」「婦人労働力の利用」（家庭と職場の二重の責任にまで言及してある）「賃金体系の近代化と併行して定年制の延長」「最低賃金制度の整備」「失業保険制度、労災保険制度の拡充」にまで、言及している。

つまり、労働力流動化政策の見地からみると、農業、中小企業の近代化のための社会資本整備（かんがい施設、道路、共同利用施設など）、職業訓練、学校、教育機関、医療機関、移動者用住宅、社会保障制度の拡充とその施設など、総じて、労働者が、自分の所有または占有する財産から自由になり、国家の提供する共同利用財産の単なる利用者となり、しかも、安固な、安定した生活ではなくて、能力主義と競争の中でいつでも移動できる態勢に入らせることこそ、労働力流動化政策というべきではないのであろうか？

この見地からみると、社会資本の充実は、たとえ、民生的、生活基盤的な、住宅、教育、社会保障に関連するものであったとしてもいちがいに「人間本位」と評価することは危険なのではないか、という論点もまた提出しうるにちがいない。

さらに、この労働力流動化をおしすすめるための社会資本整備を労働者の貨幣財産をはきださせたり、中流的生活者の住宅などを民間資本の借金奴隷のような形式で「整備」したりするようなことがもしおこなわれるとするならば、

この状態は、単に社会費用を労働がどれだけ分担するか、というだけの問題ではなくて、さらに一步をすすめて、労働者の賃金と財産をつねに統制して、彼らをつねに生存競争の中で不安定な状態におとし入れるという問題が含まれてくる。すなわち、労働力流動化の手段としての労働者財産の資本による管理と統制の問題が提起されていることになる。

このようにみるならば社会資本の建設を槓杆とした「流動化された労働力の創出」と、「つねに彼らを生存競争にさらしておくための労働者財産の社会資本建設を媒介とする統制」この二つのモメントが、現代の貧困化法則を説明する上で一つの重要な問題を提起していると考えられるのである。

新経済社会発展計画は、一方では労働力流動化政策の見地から問題をつかみながら、他方では、人間の生活環境の整備という、一見人間本位な問題をたてているようにみえる。しかし、もし、生活環境整備が、高福祉、高負担原則にもとづいて、労働者財産統制と中流生活者層の分解という見地からおこなわれるならば、人間本位とは名ばかりで、住民たちは能力主義と差別、生活不安においたてられて「流動化」されるという結果を招きかねないことはいうまでもない。「計画」は低生産部門の近代化については明瞭に、労働力流動化促進の立場であって、生活基盤確保の観点にはたっていないが、一見生活基盤優先的にみえる住宅などの整備計画についても実は労働者財産統制政策がもたらされるのではないのか？ この矛盾はどのように処理されようとしているのかを追求し、それによって貧困化法則と財政政策の関連の上でどのような新しい展開がみられるかを理論的に検討してみたい。

### III 私的消費から社会的消費へ

労働者の生活基盤を資本が破壊するところから生ずる社会的費用を誰が分担するか、という問題は、すでに述べたように社会資本論を貧困化問題としてつかむ場合の重要な理論的指針であった。ところが、資本は生活基盤を一たん破壊した上で、資本の支配と管理の下に、生活基盤を再構築してみせるのであ



て、この過程は、一方では、すでに述べたように労働者の生産と再生産の過程の資本による掌握であるとともに、他方では、「私的消費から社会的消費へ」という形で、労働者個人の所有または占有する財産から、民間資本または国家資本の形をとった社会的形態の財産（共同利用財産）への転化過程でもあった。

新経済社会発展計画は、四大重点施策の三番目（国際的視点にたつ経済の効率化、物価の安定、社会開発推進、適正な経済成長の維持と発展基盤の培養）に社会開発の推進をあげ「社会開発の今後の方向としては、私的消費にくらべて立遅れのいちじるしい社会的側面の充実を通じて、国民生活の質的向上をはかり、とくに、人間尊重の立場にたって」とまえおきして、①住宅、生活環境の整備、②公害、災害、交通事故対策、③社会保障の充実などの施策をあげている<sup>8)</sup>。また、44年7月の経済社会発展計画の「補正計画の課題」という標題の総合計画局の資料は、「私的消費から社会的消費へ」という術語を使用しつつ、つぎのように主張する。

「生活環境の整備に対する国民の希求は、単なる生活利便にとどまらず、より文化的・善的なものへと高度化しつつある。これに反して、現実には公害を始めとする生活障害の激化を強く意識させる段階にとどまっている。この矛盾を埋めていくため、充実してきた国民経済力が私的消費から社会的消費へより多く向けられるべきであり、生活関連公共施設整備を含め、社会的富の蓄積をめざす施策の強化が必要であろう。」<sup>9)</sup>（傍点は引用者）

「生活関連公共施設」や「社会保障の体系的整備」は、いずれも、個々の労働者の個人的財産としての住宅や医療、福祉施設ではなくて、私的独占や国家独占の支配下に建設される共同利用財産の形成として、とらえられる。これらの社会的消費が、私的独占や国家独占の経営組織や行財政組織の活動の範囲内に包含されることは、一方の極に「流動化され、財産から自由な労働者が形

8) 同上、15ページ。（なお総理府の住宅統計によれば日本の市部の持家比率は昭和33年をピーク（63%）として年々低下し、43年には53%になった。総理府統計局「住宅統計調査報告」43年、第1巻、全国編、25ページ。）

9) 経済企画庁総合計画局編「新経済社会発展計画の全貌」経済企画協会、45年5月、47ページ。

成」される一方で、他方の極には、集積され、集中された社会保障関連資金のプールや、公共住宅や、街路、上・下水道管理などの中央集権的な管理の組織が形成されてゆくことを意味する。

財政、金融、行政、経営体などのこの一体化した中央集権的組織は、個人所有の住宅や生活施設をうばわれた「流動化された労働者」がもはや個人としては住宅や生活基盤を手に入れることのできない零細な貨幣所有者の地位に転化され、一納税者、社会保険基金への掛金の払込み者、一受益者として負担金を支払うといった立場を生みおとす。彼らの貨幣所有はその額が零細なるが故に、国家独占や私的独占の資金プールの一部分に編入され、自分たちの支払った金、自分たちに対して、資本として作用し元本、利子を回収する立場から、再び追徴金を払わねばならないというこの矛盾によって、労働者の貨幣財産はその大きな部分がますます国家独占と私的独占のからみあった資金プールの管理と統制の下におかれることとならざるをえない。ここに私的消費から社会的消費への転化の真の意味があると考えられる。

新経済社会発展計画はこの点についてつぎのように述べている。

「計画が目ざす国民福祉の向上をはかるため、国民経済のなかで財政が受けもつべき分野が拡大するにともない、国民が負担すべき租税、社会保険料等の負担はある程度高まらざるをえず、この点に関する国民の理解と協力が強く要請される。すなわち国民が負担すべき『税および税外負担』と『社会保険負担』の国民所得に対する比率は、昭和44年度(実績見込み)の21.2%および4.3%から、昭和50年度にはそれぞれ2%程度高まるものと見込まれる。」<sup>10)</sup>

ここでは、租税、税外負担、社会保険負担の増大を媒介として社会的消費が拡大してゆく見通しが語られているが、さらに、これらの資金プールの運用にあたって、「金利機能の強化」や「財政資金の効率的運用」などの形で、民間資本の競争原理を導入し、応益負担、原因者負担の強化をうたっている。

10) 注5)に同じ。44-45ページ。

このようにみえてくると、私的消費から社会的消費への転化過程は、労働者の私的に所有する現物形態での生活関連財産から労働者を引きはなし、零細な貨幣所有者に転化させた上で、この零細な貨幣を国家行政機構を通じて吸い上げ、これを独立採算的に運用される資金プールとして民間資本の参加をみとめつつ、金利機能や、効率原則に応じて、元本と金利を回収し、労働者の貨幣財産を二重に（一重は、零細資金の政府機関への集中、もう一重は、集中された資金に金利を付して回収するために追加負担を強制する）管理し、統制することを意味するであろう。このようにみるならば、社会的費用の発生とその負担の問題というものも、単に、労働者の現物形態での財産生活環境を資本が破壊し、その損失額を自分で支払わずに、労働者自身に支払わせるという問題ではなく、労働者の現物形態での財産、生活環境を資本が破壊し、生活基盤から労働者を一たん引きはなした上で、零細貨幣所有者に転落した労働者の零細な貨幣を国家の手に集中し、資本に転化させ、この資本の経営する共同利用財産の利用者に労働者を転化させて、労働者の貨幣所得と、貯蓄水準をつねに操作する可能性を拡大するという本質をもつものといえよう。

この意味では、社会的費用は、生活基盤を資本によって破壊された地域住民にとって、社会的損失であって、それは企業なり、国家なりの私人の生活破壊として弁償されるべき性質のものであり、この弁償が企業や国家によっておこなわれた場合にのみ企業の帳簿や、国家の決算書に記入され、現実の費用として計上され、これを前提としてはじめて社会的費用の負担問題が現実化するのである。

残念ながら、大部分の場合には、このようにはならず、都市再開発や、過密、過疎対策が示しているように、社会的費用の支払はおこなわれず、家計の上ですら損失として記録されず、ある地域全体の切り捨て、スクラップ化、と密度の高い共同利用財産の建設に移行してゆく。新経済社会発展計画では、「新全国総合開発計画」によりつつ「地域構造の再編成」を主張し、都市においては、広域的な行政処理を前提とした工場分散、中枢管理機能の都心への集中、高層

住宅と都市周辺部における大規模な住宅都市の建設，地方都市と農村の再編成，離島，山村では「地域の実情に応じて集落の移転，統合をも考慮する」<sup>11)</sup>と主張する。いわば，地域的に，都市と農村の機能を種別化して，それぞれの中心部分をコンピューターを含む中枢管理機構へと結合するという構想であり，過疎部分の統合と切り捨て，過密部分の生産，流通，管理，住宅などの各地域への種別化，再編成にこそ本質があり，この種別化整理統合のための基盤整備基金を，零細な貨幣所有者にすぎない労働者や農民から出資させ，この資金に民間資金を加えて元本プラス利子（利潤もできれば加えて）を回収しようということに問題があるようである。

このようにみるならば，労働力流動化政策と貧困化，財政問題の接点には，資本による労働者の生活基盤の破壊，現物形態での生活基盤関連財産の破壊があり，生活基盤から自由になった労働者が零細な貨幣所有者に転落してゆくと，行政機構を通じて零細資金を国家の手に集中し，この集中した資金に民間資本を加えて資本に転化し，生活基盤関連共同利用財産を建設して，元本と金利を回収する過程としてあらわれる。

この過程を媒介として，労働者の家計は，国家的な資金のプールに結合されるとともに二重の意味で，貨幣財産を統制されることになる。すなわち，一方では，租税，税外負担，社会保険負担の増大による所得統制の範囲の拡大，他方では，国家的な共同利用財産の単なる利用者となることによって，その共同利用財産の元本と金利分を家計の負担において回収可能なものとする，という二重の意味においてである。

私的消費から社会的消費への転化過程とはまさにこの意味において，貧困化の理論問題と結びつかざるをえない。

一方の極には国家機構と合体した高度に集中化されたところの巨大な共同利用財産の形成，他方の極には，生活基盤から自由になり，貨幣所得と財産すらつねに私的独占と国家独占のからみあった資金プールによって統制され，居住

11) 同上，43-45ページ。

地すら地域的に種別化されつつある流動化された労働力、この両極の対立と発展の中にこそ現代の貧困化法則の一面を明瞭にみてとることができよう。

#### IV ナショナル・ミニマムと受益者負担

生活基盤関連の社会資本を整備するにあたって、労働力流動化政策との関連で注目すべきことは、どちらかといえば低所得層を対象にしたナショナル・ミニマム的な住宅と、それ以上の水準の（どちらかといえば中流階級むけの）住宅とを区別し、前者を国が、後者を民間が主体となるよう主張していることである。経済審議会の社会資本研究委員会が発表した「これからの社会資本」によれば、

「新たな『経済計画』の目標年次である昭和50年ごろには、わが国の1人当り国民所得は、3,500ドルの水準に達することとなろう。したがって、住宅、生活環境施設についての国民の要請は、より高度化、多様化の傾向をたどることとなる。この傾向に対し、国がその実現に責任を負うべきナショナル・ミニマムとしての、住宅、生活環境整備の範囲および水準を、今後基本的に検討し、明らかにしておく必要がある。一方それをこえるサービスの要請に見合う社会資本に対しては、極力民間の自主的建設を促進することが望ましい。」<sup>12)</sup>

また、いう。

「住宅、生活環境施設に関しては、国民生活の多様化に伴い、多種の要請が殺到することとなるが、一定水準以上のサービスの要請に対しては、その建設費用に関連して受益者負担の強化をはかり、あるいは事業の民間への移行を促進する必要が生じよう。」<sup>13)</sup>

このように、国がナショナル・ミニマムを確保した上で、さらに追加されるサービスについては、受益者負担を強化してゆく、という考え方は、一面からいえば、所得水準に応じた生活が多様性をもっていとなめる、ということにな

12) 経済審議会社会資本研究委員会編「これからの社会資本」大蔵省印刷局、45年4月、2ページ。

13) 同上、6ページ。

るが、他面からいえば、貨幣所得の上昇が、ただちに、私的消費へ流れず社会的消費に強制的に注ぎ込まれてゆくという結果を意味する。これによって中産階級の生活は、外見的には低所得者よりも上昇したかに見えるが、彼らのわずかに許り高い貨幣所得は、がちりと、社会的消費関連資本の支配の下に管理され、吸い上げられてゆくことになる。また、民間資本がこの部門に導入されてくれば、住宅産業などが新しい市場開発をおこない、それによって不況局面からの私的独占の脱出を援助する一種の安定装置的役割を果たすことになる。

この側面からみるならば、資本による労働者などの生活基盤破壊と貧困化の進行につれて、住宅産業の市場開発は、ますます急速に拡大する余地があたえられ、土地会社、不動産業の投機的収益はますます拡大する余地があたえられることとなろう。

このようにナショナル・ミニマムの水準をこえると称されるものは、従来、低負担のものも含めて「再検討」されることになり、中産者層の所得統制がきわめて弾力的におこなわれることになる。先の「これからの社会資本」は受益者負担のあり方のまとめでつぎのように結んでいる。

「受益者負担強化の要請は強いが、社会資本のうち、ナショナル・ミニマムに関連するものについては（譲渡所得税および固定資産税の抜本的改訂等による開発利益の還元の強化措置を前提とする部分的整理という程度で）、その積極的強化は、一般的には期待できない。より高度なサービスを提供する施設についてはその強化の可能性は大きい。とくに、これまで何らかの政策的理由により低負担におかれたものについても、一部において再検討が必要である。収益性の強い施設については、民間事業主体の参加を積極的に考えるべきである。また、新しい社会建設のため戦略投資においては、民間事業主体の参加が大きく期待されるが、このような場合には実質的にはほぼ完全なかたちで受益者負担がおこなわれることになるといえる。」<sup>14)</sup>

完全なかたちの受益者負担が中産者層にとって、何をもたらずかばここでは

14) 同上、30ページ。

問わずしてあきらかであろう。

## V 生涯教育論と教育費負担の問題

以上にみてきたところからいえば、生活基盤関連社会資本の建設によって、労働者の生活と再生産の過程を統制し、貨幣所得と貨幣財産の管理を通じて労働者に負担を強制してゆくならば、彼らはたえず「生活手段からの自由」を受けとりながら、はげしい生存競争にさらされてゆくであろう。そして、この生存競争にうちかつ手段として教育問題が重要な役割を帯びつつ登場するのである。

例えば前に引用した木川田論文は、生涯教育の重要性を強調してつぎのように述べている。

「70年代社会の特質は何かといえ、所得水準の上昇ということが基本となって、人間は多様な価値選択の機会を求めようになるが、こうした多彩な人間欲求を十分に満たしていきうような社会をつくり出していくことこそ、自由な人間性の発露に最も適う社会であることはいうまでもない。

今日、わが国は未だそうした高度選択社会の入口によりやく到達したというにすぎないのであって、人間欲求の基本である衣食住をとっても住の面では国民に満足感を与えるまでになっていない。これを解決するには、まず土地制度、地価問題に根本的な英断を加えるべき時に際会しているといわざるをえない。しかし、人間欲求の充足は、たんなる物質的な側面にとどまるものではなく、かえってこれほどどちらかという低次元な問題であって、より高次元な人間の生きる充実感というものをいかに与えることができるかということこそ、70年代日本の社会に課せられた究極の目標といわなくてはならない。その場合に最も基本となるものは、各人が、その有する人間能力を最大限に発揮しようような働く創造の喜びを十分に味わえるような社会を建設することであり、それには現代のように変化が激しく人間の知識も、経験も、たちまちにして陳腐化しかねない時代にあっては生涯教育の機会と場をつくりだすことも併せ大切なこ

とになってくる。いふなれば教育の意義が個人の拡充と幸福にとっても非常に重要なものであるばかりでなく、広く社会全体の進歩にとっても、教育の生産性効果ということが大きくクローズ・アップされてくる時代が目前に迫ってきているといえよう。」<sup>15)</sup>

このことばを、労働力流動化政策によって個人財産、生活基盤から自由になり、国家独占と私的独占のからみあった共同利用財産の単なる利用者として貨幣所得をつねに統制されている労働者たちの立場から考察するならば、選択機会の拡大、「高度選択社会」とは、産業構造の激変、技術の資本主義的利用によって、たえず熟練や教育の成果をうばいとられ、たえずそれによって生存競争にさらされている社会であり、インフレや負担金によって、貨幣財産の個人的蓄積の途をうばわれ、私的消費から社会的消費へとたえず所得と財産の一部分をふりむけなければ生活できないため、つねにより高い収入を求めて転々と職場をかえつつ生存競争にさらされている社会ではないのであろうか？

教育による労働力価値の上昇が、技術の資本主義的利用によってたえず低下させられ、貨幣財産の個人的蓄積によって将来に備えることも許されない労働者にとって、このきびしい生存競争にうちかつ道が教育機会の拡大でしかありえないことはいふまでもないであろう。

しかし、この場合、教育体系が「多様化」の名の下に種別化され、階級差別的に編成されているならば、教育の需要の増大は、労働者の生活向上につながらず、むしろ差別と選別の手段に転化させられ、階級的差別が固定化されて、しかも、受益者負担の名の下に教育費の負担が増大し、ますます貧困化のスピードが増大してゆくということになるであろう。

## VI お わ り に

新経済社会発展計画は、生活基盤関連社会資本の充実を最優先にうちだしたということ、従来、産業基盤第一主義の社会資本充実政策に対し、やや趣き

15) 木川田、前掲論文、7-8ページ。



を異にするものとうけとられがちである。しかし、その内容をたち入って考察してみれば、国民の生活権を擁護し、国民の個人的に所有または占有する財産を増大させ、国民の文化水準をそれに応じて引き上げるというのではなく、むしろ逆に、国民の個人所有財産や共同利用財産から国民を切りはなし、零細な貨幣をはきださせて中央集権的にこれを管理して、国家独占と私的独占のからみあった資金の運用を通じて国民の貨幣所得と貨幣財産を統制するというのが本音のようであり、実態に即しているというべきである。この結論は、従来の社会資本論を媒介とする貧困化論が、資本による労働者の生活基盤の破壊→社会的費用の発生→この費用の労働者、農民への転嫁という形で典型的に把握しているのに対して、つぎのような定式化をもち込むものである。

資本による労働者の生活基盤の破壊→労働者が個人の生活基盤を財産として所有または占有できない状態の創出→労働者などの零細貨幣所得、貨幣財産の国家的資金プールへの吸い上げ→民間資本と結合した生活関連部門の施設建設と地域社会の再編成（資本への転化）→元本と金利の回収、大衆的負担の増大（労働者の共同利用財産の国家による創出）中産者層への受益者負担の増大→労働力の流動化と相互の競争の激化→教育による生活権確立の要求→技術の資本主義的利用による労働力価値の低下と再教育需要の拡大→種別化された教育制度による差別の固定化と教育費負担の増大。

現代の国家独占はこのようにして私的独占とからみあいながら権力と財力の結合物として、「個人財産や労働者の自治機関による財産形成から自由な、流動化された」労働者に対立し、彼らの零細な貨幣財産すらこの結合物の管理と統制の下におかれざるをえない。労働者の生活基盤が、彼らの勤労の成果である貨幣財産や現物形態の財産を個人や自治組織の手に集積させ、彼らの生活の場の安定をもたらす形で建設されるか、それとも、現物形態、貨幣形態いずれの形にせよ、勤労の成果を蓄積することを拒否され、貨幣所得がふえてもインフレで減価するか、または、すぐに何らかのパイプによって国家の手に吸い上げられる形で生活基盤が国家独占のからみあったプールの手におちるか、この

二つの選択は、回避不可能な問題として、つねに流動化されようとする労働者たちの前に提起されるにちがいない。労働力流動化財政の理論がこの小論では触れえなかったインフレーション政策も含めて財政学の新しい分野として考察される必要があるのではなからうか？